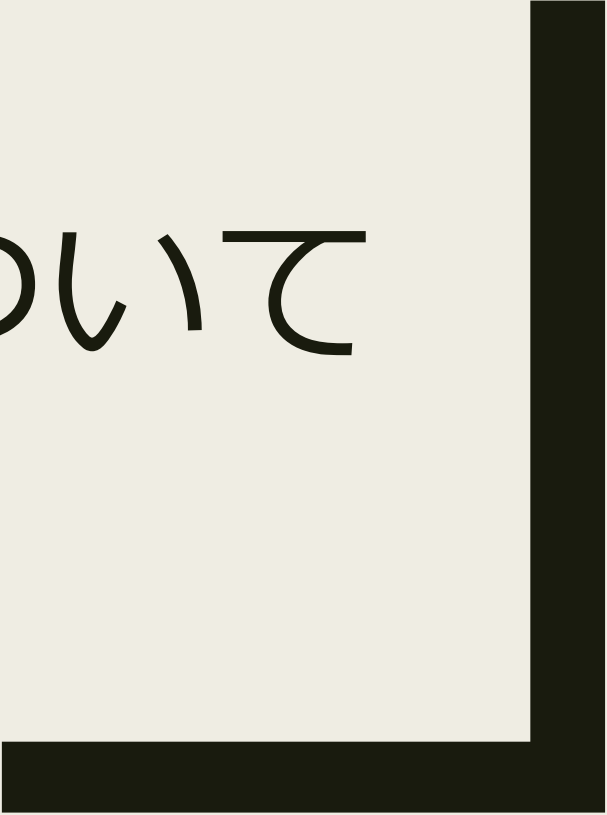
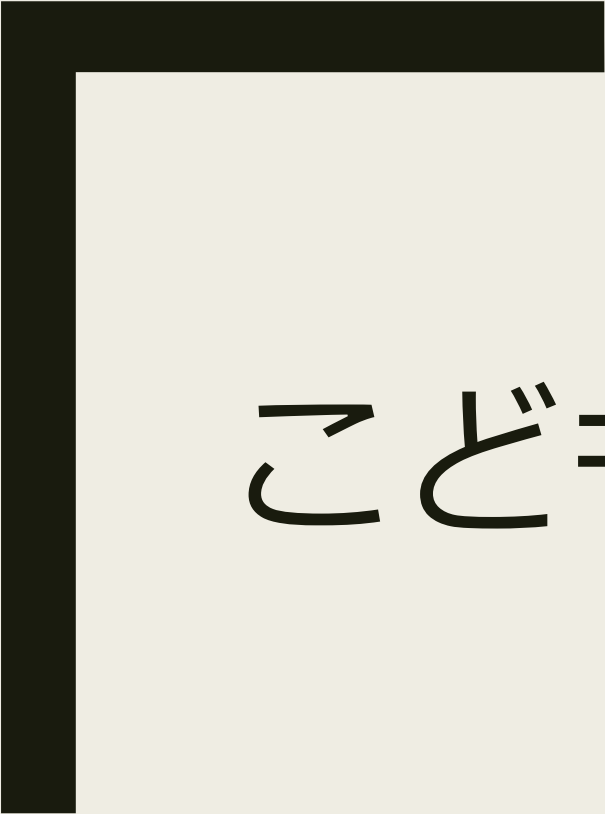
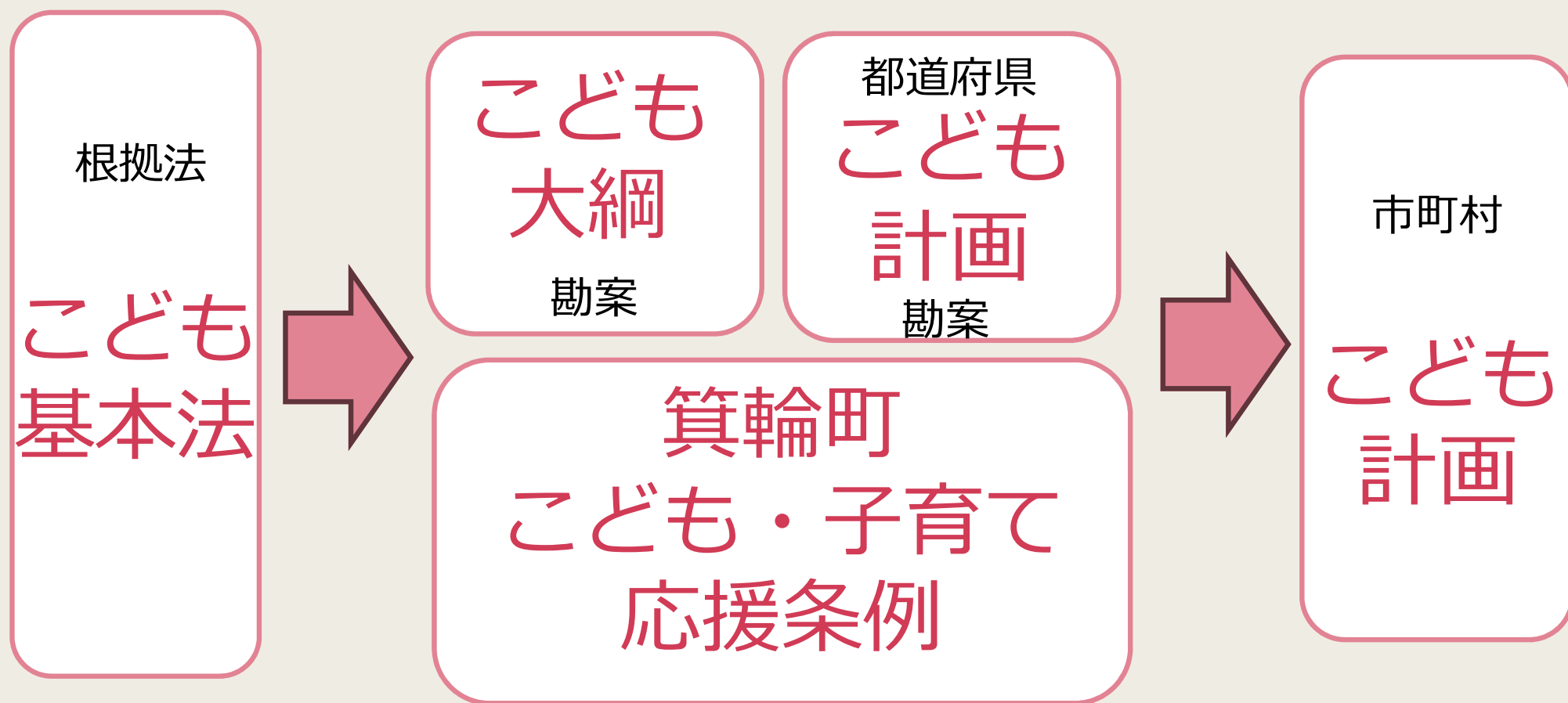




こども計画について

説明の流れ



こども基本法



こども基本法の施行

- 令和5年4月1日
 - こども家庭庁の設立
 - 同日、こども基本法が施行

こども基本法とは

- 全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としている
- こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めている

こども基本法とは

第十条 （略）

- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3～5 （略）



こども基本法を根拠法とし、市町村こども計画を策定

こども大綱



こども大綱の目的

- これまで別々に推進されてきた、「少子化社会対策基本法」「子ども・若者育成支援推進法」「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を一元化するもの
- 全てのこども・若者が心や身体、周囲の環境などに関係なく健やかに成長し、幸せに生活ができる「こどもまんなか社会」を目指す

こどもまんなか社会とは

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会

こども施策に関する基本的な方針

- ① こどもの権利や個性を尊重し最善の利益を図る
- ② こどもや子育てに関わる人と対話しながら進める
- ③ ライフステージに応じて適切にサポートする
- ④ 全ての子どもが幸せに成長できるよう環境を整える
- ⑤ 若い人の生活を安定させ、子育てに希望を持てるようにする
- ⑥ 政府機関や地方自治体、民間団体などとの連携を重視する

箕輪町こども・子育て応援条例 について（概要）

令和6年4月1日施行



「こども・子育て応援条例」とは

「こども・子育て応援条例」は、すべてのこどもが健やかに育つために、こどもや子育て家族を支え、地域全体で喜びや楽しさを実感しながらこどもや子育てに関わることができる社会を実現することを目的とした条例です。

この条例をつくるために、小学生～高校生年代のこども及び子育て中のみなさんに対するアンケートや、子ども・子育て審議会への意見聴取を実施し、箕輪町議会の議員の意見を取り入れながら条例案を作成しました。

令和5年12月に町議会にて全会一致で可決され、令和6年4月1日から施行されることになりました。



「こども・子育て応援条例」の考え方

この条例は、以下の3つの考え方を基本に、保護者の方や地域のみなさんの役割などを決めています。

- ① こどもがひとりの人間として尊重され、権利が認められるとともに、こどもや保護者が意見を表明でき、その意見が考慮してもらえること。
- ② すべてのこどもがおかれた環境に左右されずに健やかに成長できるよう、こどもや子育て家庭が支援を受けることができること。
- ③ 地域の人はお互いに協力し、子育てへの喜びや楽しさを共有しながら、こどもの成長や子育てを支えること。

1

箕輪町のみんなで、こどもと子育てを応援します！

子育て家庭の方、地域みなさん、ご協力をお願いします！

《町》

1. 多様な需要に応じた切れ目のないこども・子育て支援施策を推進する。
2. 地域住民及び関係団体が実施するこども・子育て支援活動を支援する。
3. 町民等の関心と理解を深め、安心して子育て等ができるようにするため、条例の趣旨や支援施策について広報等を行う。

《学校・保育園》など

1. こどもの成長に応じ、こどもが主体的に学び、育つことができるよう、支援する。
2. こどもや子育て家庭に寄り添い、自分の意見や困難に思うことを気軽に発信できるよう考慮し、安心できる場所にする。
3. 積極的に町及び関係団体等と情報共有等の連携を図る。

連携

こども

連携

《地域住民》(企業なども含む)

1. 安心して生活することができる地域づくりを行う。
2. 子育て家庭がこどもとの関わりを深められるよう考慮する。
3. こどもが成人しても地域に愛着を持ち、関わり続けられるよう、地域への理解や相互に楽しめる地域活動への参加を促す。
4. こどもの意見や行動に関心を持ち、自らが模範を示しながら、共に学んでいく。

《保護者・子育て家庭》

1. こどもの最善の利益を考慮しながら、成長に応じた子育てを行う。
2. 子育ては家庭全体で取り組むものと認識し、こどもが安心して生活できる家庭環境を整える。
3. 不安や困難等に直面したときは、周囲に相談し、必要な支援や協力を受けることを心掛ける。

こども計画



こども計画の目的

こども大綱を勘案したこども計画を策定することで「こどもまんなか社会」の実現につながる

このような、全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくことが目的と考えられる

出典：こども家庭庁「自治体こども計画策定のためのガイドライン（案）」

盛り込む内容

こども大綱は、法第9条第3項において、以下を含むものでなければならないとされている

- ・ 少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- ・ 子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
- ・ 子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項

つまり、こども大綱を勘案して作成するこども計画では、少子化に対処するための施策、子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備、子どもの貧困対策に関する施策などを盛り込む必要がある

盛り込む内容

他にも

- 居場所づくり
- ライフステージに応じた事項
- 児童虐待防止
- ヤングケアラーへの支援

等を盛り込むことが考えられます

一体のものとして作成できる計画

こども計画は、既存の各法令に基づく計画と一体のものとして作成することができる」とされている

今回、第3期箕輪町子ども・子育て支援事業計画を一体的に作成します

箕輪町こども計画（仮称）構成案

章	見出し	項目
	はじめに	(1) 計画の背景 (2) 計画の位置づけ (3) 計画の期間 (4) 計画の対象
1	こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況	(1) 人口 (2) 出生率 (3) 婚姻率 (4) 一人親家庭の状況 (5) 児童虐待認定件数 (6) 障がい児福祉サービスの利用状況 (7) 保護者の就労状況 (8) その他（必要に応じ追加）
2	基本目標・基本方針	(1) 計画の目標 (2) 計画の基本的な方針
3	子どもに関する施策	(1) ライフステージに応じた事項 ■ 妊娠期から乳幼児期への支援 ■ 学童期・思春期 ■ 青年期

章	見出し	項目
3	子どもに関する施策	(2) ライフステージを通じた事項 ■ こどもの権利・こどもまんなか社会の実現 ■ こどもまんなかまちづくり ■ 貧困対策 ■ 障がい児・医療的ケアへの支援 ■ 児童虐待防止対策 ■ ヤングケアラーへの支援 ■ 困難を抱えたこども・若者の自殺対策
4	子育て当事者への支援	(1) 子育てや教育に係る経済的負担 (2) 共働き・共育での推進 (3) ひとり親家庭への支援 (4) 地域子育て支援体制
5	第3期子ども・子育て支援事業計画	(1) 教育保育事業 (2) 地域子ども・子育て支援事業
6	計画の推進・管理	(1) 計画の推進体制 (2) 計画の進捗管理

策定するにあたり

- こども基本法第11条では、こども等の意見を聴取し、施策への反映・フィードバックさせるために必要な措置を講ずるものとするとしている
- こども大綱にも、意見聴取の意義が示されている



こどもや若者とともに社会をつくるという認識の下、安心して意見を述べることができる場や機会を作るとともに、意見を持つための様々な支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することが重要

計画策定の進め方

1. 実態把握

- ・基礎調査（国・県の動向、町のこども・子育てに係る現状把握）
- ・意見聴取（アンケート調査、ワークショップ、ヒアリング等）

2. 計画の骨子案作成

3. 素案・原案作成

4. パブリックコメント

5. 原案確定 印刷

意見聴取の予定

- 各種アンケート調査

- ・ 小学校6年生、中学2年生、高校2年生、若者（19歳以上）
- ・ こどもフェスタにブースを設けてのアンケート

- ワークショップ等

- ・ 小学生、中学生、高校生
- こどもの居場所/学童クラブ/こどもフェスタこどもスタッフ会議（ほか）

- ヒアリング

保護者/小中学校教員/特別支援学級教員/学童クラブ指導員/（ほか）

等を実施する予定です

今後のスケジュール

[illegible]